

被害者に身体傷害及び車両損傷を理由とする各損害が生じた場合における、被害者の加害者に対する車両損傷を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権の改正前民法724条前段所定の消滅時効の起算点

—最判令和3年11月2日判例タイムズ
1496号89頁・判例時報2521号75頁

弁護士 長野 浩三

1 本件の概要

本件は、車両を運転中に交通事故に遭ったXが、加害車両の運転者であるYに対し、不法行為等に基づき、上記交通事故によりXに生じた身体傷害及び車両損傷を理由とする各損害の賠償を求める事案である。上記車両損傷を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権が、改正前の民法724条前段所定の3年の消滅時効(以下「短期消滅時効」という。)により消滅したか否かが争われた。

本件交通事故発生日は平成27年2月26日である。Xは本件事故により傷害を負い治療を受け、平成27年8月25日に症状固定となった。本件事故により車両損害も発生した。

Xは平成30年8月14日本件訴訟を提起した。Xは本件車両損傷の損害賠償請求を求めた。これに対し、Yは本件車両損傷を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権は短期消滅時効が完成していると主張した。Xが平成27年8月13日までに本件事故の相手方がYであることを知ったことは当事者間に争いが無い。

2 原審の判断

原審は下記のとおり判示して短期消滅時効の成立を認めなかった。

「同一の交通事故により被害者に身体傷害及び車両損傷を理由とする各損害が生じた場合、被害者の加害者に対する車両損傷を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権の短期消滅時効は、被害者が、加害者に加え、当該交通事故による損害の全体を知った時から進行するものと解するのが相当である。本件事故によ

り被上告人には身体傷害及び車両損傷を理由とする各損害が生じたところ、被上告人が本件事故による損害の全体を知ったのは、症状固定の診断がされた平成27年8月25日であると認めるのが相当であるから、本件訴訟が提起された平成30年8月14日の時点では、被上告人の上告人に対する本件車両損傷を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権の短期消滅時効は完成していなかった。」

3 本件最判の判断

これに対し、本件最判は、下記のとおり判示して、本件車両損傷の損害賠償請求権につき、短期消滅時効の完成を認めた。

「交通事故の被害者の加害者に対する車両損傷を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権の短期消滅時効は、同一の交通事故により同一の被害者に身体傷害を理由とする損害が生じた場合であっても、被害者が、加害者に加え、上記車両損傷を理由とする損害を知った時から進行するものと解するのが相当である。

なぜなら、車両損傷を理由とする損害と身体傷害を理由とする損害とは、これらが同一の交通事故により同一の被害者に生じたものであっても、被侵害利益を異にするものであり、車両損傷を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権は、身体傷害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権とは異なる請求権であると解されるのであって、そうである以上、上記各損害賠償請求権の短期消滅時効の起算点は、請求権ごとに各別に判断されるべきものであるからである。」

4 考察

不法行為に基づく損害賠償請求権の短期消滅時効の起算点である「損害及び加害者を知った時」(改正前民法724条前段)とは、加害者に対する損害賠償請求が事実上可能な状況の下に、その可能な程度にこれらを知った時と解されている。

交通事故により、被害者に車両損害のほかに人身損害も生じている場合に短期消滅時効が物的損害の賠償請求権と人身損害の賠償請求権につき各別に進行するのかが問題となる。消滅時効の進行は請求権ごとに各別に進行するため、物的損害の賠償請求権と人身損害の賠償請求権がどのような関係にあるかが問題となる。

最判昭和48年4月5日判例タイムズ299号298頁は、「同一事故により生じた同一の身体傷害を理由とする財産上の損害と精神上的損害とは、原因事実および被侵害

利益を共通にするものであるから、その賠償の請求権は一個であり、その両者の賠償を訴訟上あわせて請求する場合にも、訴訟物は一個であると解すべきである。」と判示して身体傷害を理由とする、治療費等の財産上の損害と慰謝料(精神上の損害)は一個の損害賠償請求権であると判示したが、人身損害の賠償請求権と物的損害の賠償請求権の関係については判断されていなかった。

同最判が判断要素としている「被侵害利益」については、人身損害と物的損害では被侵害利益が異なることは明らかであるため、本件最判は上記のとおり判断した。

なお、本件最判は改正前民法724条前段に関するものであるが、この部分は改正後の724条1号にそのまま引き継がれており、改正後の同号の解釈にも妥当する。

5 実務上の留意点

人身損害の賠償請求権の消滅時効の起算点については、赤い本2002年版では、症状固定・治癒時説がとられており、これを前提とすると、物的損害の賠償請求権は通常は事故時に相手方と物的損害の発生を知る事ができるので、これらを知った日の翌日が起算点となる(最判昭和57年10月19日判例タイムズ481号60頁は、民法724条所定の3年の時効期間の計算においては、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時が午前零時でない限り、時効期間の初日を算入すべきではない、と判示する。)が、人身損害については症状固定・治癒時が起算点となる。

時効の進行は上記のとおり、人身損害、物的損害の各賠償請求権で各別に進行するから、時効の完成時期、更新・完成猶予についてはそれぞれ個別に管理する必要がある。時効の更新では、人身損害の任意保険会社の医療費支払(いわゆる一括払)は承認(民法152条)と解されていること(現代裁判法大系⑥[交通事故]379頁)に留意する必要がある。